

平成 29 年 6 月 8 日
 保健福祉局健康部健康支援課
 電話 238-9922
 内線 97-2202

千葉市政担当記者 様

7月から「産後ケア」を開始します
 ～妊娠期からあなたの産後をサポートします！～

千葉市では、妊娠期から産後早期までの支援を充実し、産婦の不安や負担の軽減を図るため、産婦及び乳児の心身のケアや沐浴・授乳の実技指導などを行う「産後ケア」を、7月から開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

本年4月に開設した各区の母子健康包括支援センターにおいては、妊娠届出時に全妊婦と面接を行い、妊娠中から子育てに係る情報提供に加え、個々の状況に応じた応援プランを策定し、必要な支援につなげている。

その応援プランの1つとして、「出産後、家族に手伝ってもらえない」「授乳や沐浴が上手くできるか心配」など、育児に不安があり、サポートが必要な産婦と乳児に、家庭訪問または産科医療機関や助産所における宿泊などを通じて、産婦の心身のケアや育児指導などのサービスを行う。

2 サービス対象者

市内在住で産後に家族等から十分な支援が受けられない産婦と生後4か月までの乳児。

3 サービス内容

- (1) 産婦の健康管理・産後の生活面の指導及び産婦の休息
- (2) 授乳方法の指導、乳房ケア
- (3) 沐浴・抱き方等の育児方法の実技指導・助言
- (4) 乳児の身体計測、発育状態の観察 など

4 利用の形態

- (1) 日常生活の場に応じた指導などを自宅でサービスを受けられる「訪問型」
- (2) 心身の休息が必要な産婦が産科医療機関等でサービスを受けられる「施設型（宿泊）」

5 利用条件等

		訪問型	施設型（宿泊）
サービス利用金額		上限額 12,000円/回	上限額 25,000円/日
利用者自己負担割合	課税世帯	サービス利用金額の3割	
	非課税世帯	サービス利用金額の1割	
	生活保護世帯	無料	300円/日
利用回（日）数	通算7回まで	通算7日まで （1泊2日は2日分。連続で最大6泊7日。）	

※サービス利用金額は利用施設ごとに異なる。

※サービス利用金額には、利用者の自己負担分を含む。

※利用者自己負担額は、世帯の課税状況などにより決定。

6 利用方法

利用者が居住する区の母子健康包括支援センターに事前に登録し、サービス利用時に実施施設（医療機関、助産所等）に申し込む。

7 実施施設

市内の産科医療機関・助産所 計 11 施設（見込み）

8 利用登録開始日

平成 29 年 7 月 3 日（月）

9 周知方法

妊娠届出時にリーフレットを配布するほか、市政だより 6 月 15 日号及び市ホームページに掲載。

【参考 1】母子健康包括支援センターについて

- (1) 開設日
平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 開設場所
各保健福祉センター健康課内に相談窓口を設置
- (3) 相談員
専任の嘱託職員（保健師または助産師） 3 日／週配置（※上記以外日は健康課職員が対応）
- (4) 実施内容
 - ・妊娠届出時に全妊婦に面接を行い、妊娠中から子育てに係る情報提供に加え、個々の状況に応じた応援プランを策定し、必要な支援につなげる。
 - ・子育て支援担当部署等と連携しながら妊娠・出産・子育てに係る相談に応じる。
- (5) 利用実績
相談件数 857 件（平成 29 年 4 月末現在）

【参考 2】産後ケアのサービス利用時の利用者自己負担額の目安

世帯区分	<訪問型> サービス利用金額 12,000 円／回		<施設型（宿泊）> サービス利用金額 25,000 円／日	
	課税世帯	3 割 3,600 円／回	課税世帯	3 割 7,500 円／日
非課税世帯	1 割 1,200 円／回	非課税世帯	1 割 2,500 円／日	
生活保護世帯	0 円	生活保護世帯	300 円／日	

※訪問型、施設型（宿泊）ともに、1回あたり利用料金がサービス利用金額上限額の場合
※施設型において、1泊2日は2日分